

# 農地法第3条許可制度

## 1 3条許可を要する場合

農地について、農地として耕作目的のために、売買する場合や賃貸する場合等の権利の設定や移転を行う場合には、当事者（譲渡人と譲受人）は、農業委員会の許可を受ける必要があります。

また、許可を受けないでした行為は、その効力を生じないこととなっており、売買等の登記ができません。

目的が耕作ではなく、転用の場合は、農地法第4条または第5条の規定に基づく転用許可を受ける必要があります。

## 2 3条の許可権者

農業委員会

## 3 3条許可の手続き

- ① 申請しようとする農地が所在する市町の農業委員会に許可申請書を提出します。
- ② 農業委員会は、内容を審査し、必要がある場合は実地調査を行い、許可または不許可を決定し、指令書を申請者に交付します。

## 4 許可基準

農地法では3条許可をすることができない場合を規定しており、次のいずれかに該当する場合は許可されません。（主な場合であり、その他にも許可されない場合があります。）

### ① 耕作目的以外の権利取得の禁止

農地について、権利を取得しようとする者またはその世帯員が、農地の権利取得後、耕作の事業に供すべき農地のすべてについて、自ら耕作の事業を行うと認められない場合は許可されません。

新たに権利を取得する農地のみならず、従来から耕作していた農地のすべてを自ら耕作することが必要です。

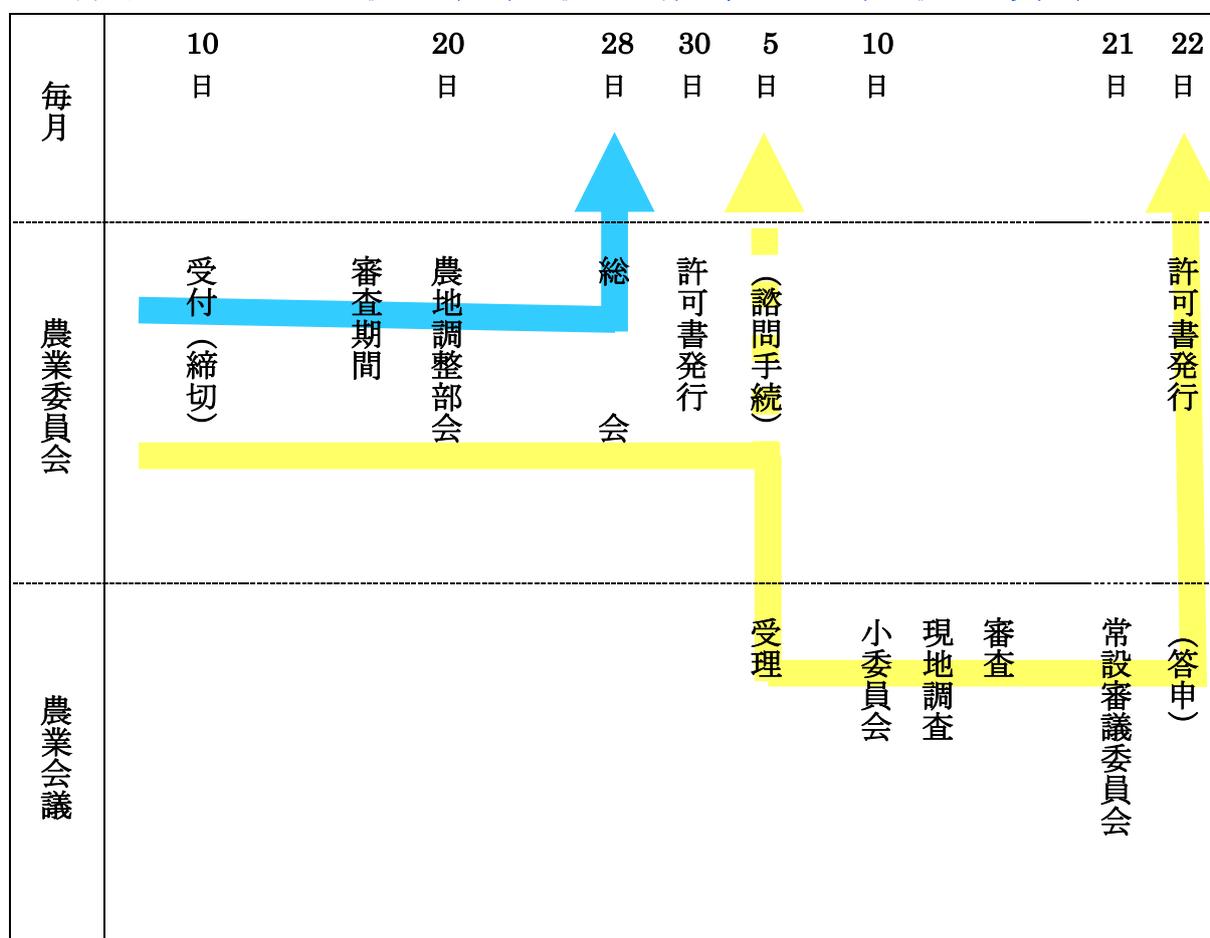
### ② 効率的に利用しない場合の権利取得の禁止

権利を取得しようとする者またはその世帯員の農業経営の状況、その住所地からのうちまでの距離等から見て、これらの者がその土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことができると認められない場合は、原則として許可されません。

## 5 3条許可不要の場合（主な場合）

- ① 相続で権利を取得する場合
- ② 土地収用法その他の法律によって農地又は権利が収用され、または使用される場合
- ③ 遺産の分割、財産の分与に関する裁判もしくは調停または相続財産の分与に関する裁判によって、権利が設定され、または移転される場合
- ④ 包括遺産により権利を取得する場合
- ⑤ 民事調停法による農事調停により権利が設定され、または移転される場合
- ⑥ 権利を取得する者が国または福井県である場合

## 6 許可がおりのまでの流れ（3条の流れは青色、4・5条の流れは黄色）



※農地法第3条許可書発行までの標準日数は3週間です。

### **農地法第3条許可申請に必要な書類**

- 許可申請書
- 土地登記簿謄本（全部事項証明書）・・・法務局にて3ヶ月以内に交付したもの
- 地籍図（公図）・・・法務局、市役所税務課にて3ヶ月以内に交付したもの
- 位置図（申請地を赤丸で示す）
- 付近図（住宅地図の複写など）
- 3年以上耕作念書
- 農地等利用計画書
- 水稲共済加入念書（水田のみ）
- 確約書
- 土地改良組合員資格得喪通知書の受印されたコピー（受益地のみ）
- 日野川用水土地改良組合員資格得喪通知書の受印されたコピー
- その他農業委員会が必要と認めた書類

**受付締切は毎月10日です  
（閉庁日の場合は締切日の前日となります）**